

五條市ネーミングライツ事業 提案要領（企画提案型）

1 趣旨

この要領は、五條市ネーミングライツ事業実施要綱（令和 6 年 9 月五條市告示第 168 号）第 7 条の規定に基づき、企画提案型のネーミングライツ事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとします。

2 ネーミングライツ事業の概要

- (1) ネーミングライツ事業は、本市と民間事業者等との契約により、市有施設、市のイベント等に企業名や商品名等を冠した愛称を付与する代わりに、本市と契約した民間事業者等から対価を得る事業です。
- (2) ネーミングライツは愛称を付与するものであり、条例等で定める施設等の本来の名称を変更するものではありません。また、施設の所有権、経営等には影響を与えないものとし、ネーミングライツを他者に譲渡・貸与することはできません。

3 事業の手続きの流れ

- ① 団体等からの企画提案
- ② 五條市広告審査会による審査
- ③ 提案団体等との協議
- ④ ネーミングライツパートナーの決定
- ⑤ 契約の締結
- ⑥ 施設表示等の変更
- ⑦ 愛称の使用開始

※審査の結果、本市が施設等を決定し、改めてネーミングライツパートナー募集を行うことにより複数の応募が見込まれる場合は、手続きの途中で特定募集型の手続きに転換することがあります。

※提案を不採用とする場合、又は特定募集型に転換する場合は、提案を受けた日から原則 3 か月以内に理由を付して応募者に文書で回答します。

4 対象施設等

(1) ネーミングライツ事業を実施する対象

ネーミングライツ事業の対象となる施設（以下「施設等」という。）は、生涯学習施設、体育施設、公園などの市有施設（又はそれらの一部）、橋梁などのインフラ設備、本市が主催するイベントや講座などのソフト事業を想定しています。

(2) 対象外とする施設等

名称の設定に特段の経緯があるものや施設等の性格上、愛称を付するのが適当でないと判断するものは対象外とします。(例:市役所庁舎や学校、こども園 等。ただし、にぎわい棟など、市役所庁舎の一部を対象とすることは可。)

また、ネーミングライツ導入によって得られる対価、メリットに比べ、導入にかかる経費が多くなる場合などは、広告媒体としての価値が見合わないため、対象外とします。

(3) 指定管理者制度導入施設にかかる留意点

対象施設が指定管理者制度導入施設の場合は、指定管理者の施設管理・施設運営の不利益とならないよう、現指定管理者との協議を行います。指定管理者制度導入施設へネーミングライツ導入を検討される場合は、あらかじめ本市に相談してください。

5 契約期間

本市とネーミングライツパートナーとは、ネーミングライツ事業に関する契約を締結します。契約期間については、以下のとおりとします。

(1) 市有施設、インフラ設備の場合

契約期間は、原則 3 年以上 10 年以内とし、提案者の提案を基に、施設の特性や管理・運営形態等に応じて協議の上、その期間を決定します。ただし、指定管理者制度導入（予定）施設については、その指定期間を考慮した期間設定としますので、施設ごとの状況については本市までお問い合わせください。

(2) イベントや講座等のソフト事業の場合

契約締結日から一連の事業が終了する日までとします。

6 提案について

(1) 提案資格

次のいずれかに該当する者は、ネーミングライツ事業に提案できないものとする。

ア 業種又は事業者が五條市広告掲載基準第 2 条の規定に該当する者。

イ 指定管理者制度導入（予定）施設については、現在の指定管理者の事業目的と競合する事業を行う者。ただし、現在の指定管理者及びその関連企業を除く。

(2) 提案期間

随時、受付を行っています。ただし、持参の場合は平日午前 9 時から午後 5 時までのみ受け付けます。

(3) 提案方法

提案書類を下記の提出場所に持参、郵送、電子メールのいずれかで提出してください。これ以外の方法による提出は認められません。

〒637-8501 奈良県五條市岡口 1 丁目 3-1

五條市役所 行政経営管理課

E-mail gyosei@city.gojo.lg.jp

(4) 提案書類

提案時には、次の書類を提出してください。持参又は郵送で提出する場合、提出部数は正本 1 部、副本 8 部とします。また、電子メールで提出する場合は PDF データとし、証明書等は電子証明書または原本をスキャニングしたもの（写し）とします。

なお、各種書類は提出日の 3 か月以内に作成・発行したものとします。

- ① 五條市ネーミングライツ事業提案書（様式 1）
- ② 法人等の概要（様式 2）
- ③ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- ④ 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書（法人の場合）
- ⑤ 事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの（直近の事業年度分）
- ⑥ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納がないことを証するもの）
- ⑦ 主たる事業所を有する所在地に係る都道府県税及び市町村民税の納税証明書（未納がないことを証するもの）

7 ネーミングライツ料

ネーミングライツ料は、1 年間あたり 10 万円（消費税等を含まない）を最低提案額とします。

8 審査方法

(1) 審査会による審査

五條市広告審査会（以下「審査会」という。）において、五條市ネーミングライツパートナー審査基準に基づき、団体等からの提案内容について、採用の可否を審査します。

(2) 審査項目及び審査ポイント

次の視点で審査項目を定め、総合的に判断します。

ア ネーミングライツ料：提案金額の妥当性

イ 愛称：親しみやすさ、呼びやすさ、施設のイメージや設置目的との整

合性

ウ 応募団体等：決算報告書等による経営状況、安定性

エ 契約期間：提案期間の妥当性

オ 事業計画：看板等の表示変更、事業計画の妥当性

カ 地域貢献等：地域貢献の理念、活動実績、今後の活動等

9 企画提案型における回答

企画提案型への応募に対し、不採用又は特定募集型に転換する場合は、応募を受けた日から、原則3か月以内に理由を付して文書で回答するものとします。

10 ネーミングライツパートナーの決定及び公表

(1) ネーミングライツパートナーの決定と契約の締結

提案が採用され、かつ、公募型への転換が行われなかった場合には、当該団体等をネーミングライツパートナーとして決定し、ネーミングライツ事業に関する契約を締結します。

(2) 契約終了時の交渉

ネーミングライツパートナーは、現契約と同条件以上の提案を行う場合、次回契約期間において、審査の上、優先的に交渉できることとします。

(3) ネーミングライツパートナーの公表

ネーミングライツパートナー決定後、すみやかに当該団体等の名称、施設等の新名称（愛称）、ネーミングライツ料、契約期間等を本市ホームページ等により公表します。

11 ネーミングライツ導入に伴う費用負担

市とネーミングライツパートナーの費用負担は、次のとおりとします。

区分	市	ネーミングライツ パートナー
敷地内外の看板等の表示変更		○
契約期間終了後の原状回復		○
パンフレット、封筒等の印刷物や 市ホームページの表示変更	○	

※敷地外の看板等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。また、新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

※ネーミングライツパートナーが負担する上記費用については、ネーミングライツ料のほかに別途負担していただきます。

12 契約の解除

ネーミングライツパートナーの信用失墜行為等に伴い、当該施設のイメージが損なわれるおそれが生じた場合、本市は契約満了を待たず契約を解除できることとします。その場合における、原状回復に必要な費用はネーミングライツパートナーが負担するものとし、当該年度分のネーミングライツ料は返還しないものとします。

13 その他

その他、ネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項は、別に定めます。